資料 7

無人へリコプターによる松くい虫防除の 実施に関する運用基準(案)

無人ヘリコプターによる松くい虫防除の実施に関する運用基準(案)

第1 趣旨

無人ヘリコプターによる松くい虫防除(以下「無人ヘリ防除」という。)については、「農林水産航空事業実施ガイドライン」(平成 16 年 4 月 20 日付け 16 消安第 484 号農林水産省消費・安全局長通知)、「無人ヘリコプター利用技術指導指針」(平成 3 年 4 月 22 日付け 3 農蚕第 1974 号農蚕園芸局長通知)及び「住宅地等における農薬使用について」(平成 19 年 1 月 31 日付け 18 消安第 11607 号農林水産省消費・安全局長、環水大土発第 070131001 号環境省水・大気環境局長通知)によるほか、この運用基準によるものとする。

第2 無人ヘリ防除の事業計画の策定

無人へり防除の事業計画の策定に当たっては、事業の実施規模や防除対象となる松林の立地条件等地域の実情に応じて、「森林病害虫等防除に係る連絡協議会等の設置要領例について」(平成9年4月7日付け9林野造第107号林野庁長官通知)に基づいて設置された、関係行政機関、森林組合、利害関係者等を構成員とする森林病害虫等防除連絡協議会及び森林病害虫等防除地区連絡協議会(以下「連絡協議会等」という。)の開催等により広範な地元関係者の意向が反映されるよう努めるものとする。

第3 無人へり防除の実施体制の整備等

無人へり防除の実施に当たっては、事業の実施規模、防除対象となる松林の立地条件等地域の実情に応じて、次に掲げるとおり連絡協議会等の開催、地域住民等への周知徹底、実施体制の整備及び関係機関への連絡等に努めるものとする。

1 連絡協議会等の開催

連絡協議会等の開催に当たっては、無人へり防除の事業計画の概要(対象区域を明記した図面を含む。)、防除対象となる松林の範囲等について連絡協議し、地域住民等関係者の意向が反映されるよう努めるものとする。また、無人へり防除の必要性、薬剤の安全性、薬剤散布の際の被害防止措置、無人へり防除の環境への影響等について説明し、地域住民等関係者の無人へり防除に対する理解が深まるよう努めるものとする。

2 地域住民等への周知徹底

地域住民等関係者に対しては、地区説明会の開催、パンフレットの配布、宣伝カー等により無人へり防除を実施する松林の区域、実施する日時、使用薬剤、散布方法、 実施時の注意事項、薬剤散布の際の被害防止措置の実施内容及び無人へり防除の実施 に関する問い合わせ先等について周知徹底を図るものとする。

また、地域住民等関係者への周知に当たっては、事業の担当者のみならず地域住民等を含めた多くの関係者の共通の理解が得られるよう、周知方法やその内容に関するマニュアルやチェックリストの作成等により適切かつ円滑な実施に努めるものとする。

3 無人ヘリ防除の実施体制の整備

無人へり防除の適正かつ円滑な実施を図るため、必要に応じて、無人へり防除の実施本部の設置及び現地における実行班の編成等実施体制を整備するものとする。

4 関係機関への連絡等

最寄りの保健所、病院等に対しては、あらかじめ無人へり防除の実施日時、使用薬剤の種類等を連絡し、万一の場合に備えた医療救急体制の整備を依頼するとともに、必要に応じて林業試験場、農業試験場、水産試験場、家畜保健衛生所等に対しても事前に連絡し、協力を依頼するものとする。

また、無人へり防除の実施が終了した場合にもこれら関係機関に速やかに連絡する ものとする。

第4 意見等の反映

無人へり防除の実施に関する問い合わせ等により把握された地域住民等の意見等については、これを整理し連絡協議会等に示すこととし、今後の無人へり防除の円滑な実施に反映させるものとする。

また、無人へり防除の実施に伴う地域住民等の健康への影響等に関する情報については、その届出先を周知するなど情報提供がスムーズに行われるよう努め、情報提供があった場合には関係機関とも連携を図りつつ適切な措置を講ずるものとする。

なお、提供された情報については、個人情報の取扱いに十分留意しつつ、必要に応じてこれらを整理し連絡協議会等に示すことにより、今後の無人へり防除の円滑な実施に 反映させるものとする。

第5 被害発生時の対応等

無人へり防除により、農業、漁業その他の事業に被害が発生し、又は周囲の自然環境及び生活環境に悪影響が生じた場合には、直ちに当該地区の無人へり防除を中止し、その原因の究明に努めるとともに、適切な事後措置を講ずるものとする。

第6 散布技術上の留意事項

1 散布飛行の方法及び散布の方法

無人へり防除の実施に当たっては、無人へリコプター利用技術指導指針第6及び第7に定める散布飛行及び散布の方法を遵守して適正に行うよう努めるものとする。

また、防除対象となる松林の周縁部においては、無人へリコプター利用技術指導指針第6に定められた範囲内で飛行高度を下げる等により、周辺地域への薬剤の飛散防止に努めるものとする。

2 操作要員及び機種等

無人へリコプターの操作要員の技術及び機種等の性能等は、無人へリコプター利用 技術指導指針第9に基づき適正に取り扱うものとするが、特に、操作要員が高所飛行 技術を要することに留意するものとする。

3 気象条件についての留意事項

(1)風速

地上 1.5 メートルの位置における風速が 3 メートル / 秒を超えるときは散布を行わないものとする。また、この風速の範囲内にあっても、風向き等に十分注意し、散布区域外への薬剤の飛散防止に努めるものとする。

(2) 気流

気流が乱れている場合は、散布区域外への飛散、飛行の危険等が予想されるので散布は行わないものとする。

(3)降雨及び霧

降雨中、降雨直後又は散布後間もなく雨が予想されるときは、散布薬剤が松枝に定着しにくく、また、霧のときは散布区域の誤認等による危被害発生のおそれがあるので散布は行わないものとする。

(4)風速・風向を測定する場合には、測定器具の設置場所等に留意するとともに、散布時間中の継続的な測定と計測データの保存に努めるものとする。

第7 その他実施上の留意事項

1 農薬取締法等の遵守

無人へり防除の実施に当たっては、使用薬剤の農薬登録の際の使用方法及び使用上の注意事項並びに農薬取締法(昭和23年法律第82号)第12条第1項に規定する基準等を遵守し、立地条件及び気象条件等を十分勘案の上、安全かつ適正な実施に努めるものとする。

2 薬剤等の管理

無人へり防除に使用する薬剤については、農薬登録の際の貯蔵上の注意事項を遵守 し、安全に管理するものとする。薬剤使用後の空容器等については、放置せず、適切 な処理により廃棄するものとする。

3 安全教育の徹底等

無人へり防除に従事する作業員等に対し、農薬の取扱いについての注意事項、作業時の服装及び健康状態等について事前に十分安全教育を実施し、事故の未然防止に万全を期するものとする。